

2019年9月2日

各 位

会社名 HENNGE 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小椋 一宏  
(コード番号：4475 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員  
ビジネス・アドミニストレーション・ディビジョン統括  
天野 治夫  
(TEL. 03-6415-3660)

### 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2019年9月2日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

##### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 50,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2019年9月19日の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2019年10月7日(月曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2019年9月27日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2019年9月27日に決定する。)
- (7) 申込期間 2019年9月30日(月曜日)から  
2019年10月3日(木曜日)まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2019年10月8日(火曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,258,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋2-7-1  
太陽生命保険株式会社 874,000株  
東京都杉並区  
小椋 一宏 96,000株  
東京都世田谷区  
宮本 和明 96,000株  
東京都世田谷区  
永留 義己 96,000株  
東京都渋谷区恵比寿西1-8-1  
株式会社ブイ・シー・エヌ 96,000株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、クレディ・スイス証券株式会社、大和証券株式会社、いちよし証券株式会社、エース証券株式会社、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 196,200株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
野村證券株式会社 196,200株（上限）
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (6) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 196,200株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申込期日 2019年11月5日（火曜日）
- (4) 払込期日 2019年11月6日（水曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2019年9月27日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定（上記1. における引受価額と同一とする。）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

#### 5. 親引けの件

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、65,400株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

### 【ご参考】

#### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

① 募集株式の数	普通株式	50,000 株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	1,258,000 株
		オーバーアロットメントによる売出し	196,200 株
			(※)

- (2) 需要の申告期間 2019年9月20日(金曜日)から  
2019年9月26日(木曜日)まで
- (3) 価格決定日 2019年9月27日(金曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 2019年9月30日(月曜日)から  
2019年10月3日(木曜日)まで
- (5) 払込期日 2019年10月7日(月曜日)
- (6) 株式受渡期日 2019年10月8日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である小椋一宏(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年9月2日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式196,200株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2019年10月8日から2019年10月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	15,388,000 株	
公募による増加株式数	50,000 株	
第三者割当増資による増加株式数	196,200 株	(最大)
増加後の発行済株式総数	15,634,200 株	(最大)

## 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額44,340千円(\*)は、第三者割当増資によ

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

る募集株式発行における手取概算額上限 187,724 千円 (\*) と合わせて、運転資金としての①既存事業の拡大に係る人件費、②広告宣伝費に充当する予定であります。具体的には、以下に充当する予定であります。

①主に、HENNGE One 事業における販売力及び開発力強化を図るべく、営業部門及び研究開発部門の人材採用に係る人件費及び採用関連費用として、116,032 千円 (2020 年 9 月期に 58,016 千円、2021 年 9 月期に 58,016 千円) を充当する予定であります。

②主に、当社グループの認知度向上及び HENNGE One 事業の拡大のための広告宣伝費として、116,032 千円 (2020 年 9 月期に 58,016 千円、2021 年 9 月期に 58,016 千円) を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,040 円を基礎として算出した見込額であります。

#### 4. 株主への利益配分

##### (1) 利益配分の基本方針

当社グループは設立以降、成長投資のための内部留保が必要な状況が継続しているため、配当の実績はありません。将来的には、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のパランスを考慮し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

当社の余剰金の配当は、年 2 回、中間配当及び期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。また、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

##### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、ARR の最大化に向けた施策の実施や新サービスの研究開発などに有効活用してまいりたいと考えております。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社グループは設立以降、成長投資のための内部留保が必要な状況が継続しているため、配当の実績はありません。将来的には、成長投資のための内部留保の確保と株主への利益還元のパランスを考慮し、最大限の株主利益を実現するための配当政策を実施することを基本方針としております。配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

##### (4) 過去の 3 決算期間の配当状況

	2016 年 9 月期	2017 年 9 月期	2018 年 9 月期
1 株当たり当期純利益金額	8,712.93 円	12.57 円	4.82 円
1 株当たり配当額	—	—	—円
(1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	26.97%	51.06%	14.33%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 当社は、2019年8月14日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、2017年9月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2016年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2016年9月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
1株当たり当期純利益金額	4.36円	12.57円	4.82円
1株当たり配当額	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)

#### 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である小椋一宏、売出人である宮本和明及び永留義己並びに当社新株予約権者である天野治夫、田中昌実、汾陽祥太、中込剛、後藤文明及び田村公一は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年1月5日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

売出人である株式会社ブイ・シー・エヌ並びに当社株主である株式会社サンブリッジコーポレーション、大和企業投資株式会社及びNTTファイナンス株式会社は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年1月5日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し及びその売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、野村証券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社株主である投資事業組合オリックス11号は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年1月5日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式のうち、248,000株の売却等（ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、野村証券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるHENNGE従業員持株会は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年4月4日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年4月4日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2019年9月2日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（HENNGE従業員持株会）との間で継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。